◎契約監視委員会規程

(平成21年11月30日規程第26号)

改正 平成23年6月30日 規程第21号(イ) 平成24年3月26日 規程第43号(n) 平成24年7月31日 規程第24号(ハ) 平成27年3月31日 規程第41号(ニ) 平成27年7月10日 規程第9号(ホ) 平成29年3月24日 規程第45号(^) 令和5年3月22日 規程第22号(ト)

(委員会の設置)

- 第1条 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検等を行うため、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)に、契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。(ホ)(権限)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。(ホ)
 - 一 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検に関すること。(ホ)
 - 二 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月 1日行政改革実行本部決定)に基づく支出の点検及び見直しに関すること。(ホ)

(構成及び職務)

- 第3条 委員会は、9人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長1人を置く。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 4 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職 務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

- 第4条 委員は、監事及び契約に関する学識経験等を有し、人格、見識等に優れ、公平な立場にある有識者(以下「学識経験者等」という。)をもって充てる。
- 2 学識経験者等は、あらかじめ主務大臣の了解を得て、理事長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、別に定める。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が必要と認める都度招集する。

(委員会の定足数等)(=)

- 第8条 委員会は、委員長又は第3条第4項に規定する委員長を代理する者の ほか、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開催することができない。
- 2 委員長は、緊急その他やむを得ない事情がある場合、または審議内容上一 堂に会するまでもない場合は、委員の同意を得て委員への書類の回議をもっ て、委員会に代えることができる。(ニ)

(関係役職員の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、機構の役員及び職員を委員会 に出席させ、報告を求め、意見を聴くことができる。

(審議概要の報告及び公表)

- 第10条 委員長は、主務大臣の要請に基づき、委員会の審議概要を主務大臣に 提出するとともに、公表を行う。
- 2 委員会の審議概要は、財務部のうち、財務部長が指名する課長が作成する。(イ)(ロ)(ハ)(^)(ト)

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、財務部において行う。(ハ)(ト)

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則(イ)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第16条、第19条、第 21条、第23条及び第27条の規定は、同年7月14日から施行する。

附 則(口)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(ハ)

この規程は、平成24年7月31日から施行する。

附 則(二)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(ホ)

- 1 この規程は、平成27年7月10日から施行し、平成27年6月1日から適用する。
- 2 平成26年度までの機構の契約についての点検、監視については、従前のと おりとする。

附 則(^)

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(ト)
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。